

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
II 銀行監督上の評価項目	II 銀行監督上の評価項目
II-2 財務の健全性等	II-2 貢献の健全性等
II-2-1 自己資本（早期是正措置） (略)	II-2-1 自己資本（早期是正措置） (略)
II-2-2 統合的なリスク管理等 (略)	II-2-2 統合的なリスク管理等 (略)
II-2-3 収益性 (略)	II-2-3 収益性 (略)
II-2-4 信用リスク	II-2-4 信用リスク
II-2-4-1 意義 <p>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>特に、特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先に係る信用リスク管理態勢の確立が重要である。なお、カントリーリスク管理については、「主要行等向けの総合的</p>	II-2-4-1 意義 <p>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>特に、特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先に係る信用リスク管理態勢の確立が重要である。なお、カントリーリスク管理及び信用リスク削減手法については、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。	「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。
II-2-4-2 主な着眼点 (略)	II-2-4-2 主な着眼点 (略)
II-2-4-3 監督手法・対応 (略)	II-2-4-3 監督手法・対応 (略)
II-2-5 市場リスク	II-2-5 市場リスク
II-2-5-1 意義 (略)	II-2-5-1 意義 (略)
II-2-5-2 主な着眼点 (1)・(2) (略) (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、 以下のような点を留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性 のあるローン（自分でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得 する場合を問わない。）やCDS取引についても、同様の留意が必要と なる。 ① 商品の適切な価格評価 市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含	II-2-5-2 主な着眼点 (1)・(2) (略) (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、 以下のような点を留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性 のあるローン（自分でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得 する場合を問わない。）やCDS取引についても、同様の留意が必要と なる。 ① 商品の適切な価格評価 市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>む。) に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(注1) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引（「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」（以下「告示」という。）第10条第2項第2号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「III-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>II-2-6 流動性リスク</p> <p>II-2-6-1 意義</p>	<p>む。) に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p><u>二. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(注1) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引（告示第10条第2項第2号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「III-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>II-2-6 流動性リスク</p> <p>II-2-6-1 意義</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(略)	(略)
II-2-6-2 主な着眼点 預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、 (1) (略) (新設)	II-2-6-2 主な着眼点 預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、 (1) (略) <u>(2) 国際統一基準行においては、取締役会は、バーゼル銀行監督委員会「バーゼル III：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」（2010年12月）に定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率について、それぞれ平成27年又は平成30年から適用されることに向けた体制の整備を検討しているか。</u> <u>(3) · (4) (略)</u>
II-2-6-3 監督手法・対応 (略)	II-2-6-3 監督手法・対応 (略)
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手続等	II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手續等
II-3-1-5-1 意義 (1)～(3) (略) (4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール (注2)を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当	II-3-1-5-1 意義 (1)～(3) (略) (4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール (注2)を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>(注2) 一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議 ② 割当先名簿の作成 ③ 取締役会において、新株発行（条件）決議 ④ 有価証券届出書の提出 ⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み <p>(注3) 海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。</p>	<p>増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>(注2) 一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議 ② 割当先名簿の作成 ③ 取締役会において、新株発行（条件）決議 ④ 有価証券届出書の提出 ⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み <p>(注3) <u>告示第6条第4項若しくは第7条第4項等に定める国際統一基準</u> <u>又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段若しくは</u> <u>Tier 2 資本調達手段又は告示第28条第3項等に定める基本的項目に該当</u> <u>する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主</u> <u>要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。</u></p>
<p>II-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めることとする。</p> <p>(注1) 優先出資証券については、銀行法施行規則（以下「施行規則」と</p>	<p>II-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めることとする。</p> <p>(注1) <u>負債性のその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>いう。) 第 35 条第 1 項第 22 号に定める届出</p> <p>(注 2) ① 基本的な経営姿勢 ② 資本充実の原則の遵守等 ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 ④ 商品性の適切な説明等 ⑤ 適正なディスクロージャーの確保 ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(中略)</p>	<p><u>又は優先出資証券</u>については、銀行法施行規則（以下「施行規則」という。) 第 35 条第 1 項第 22 号に定める届出</p> <p>(注 2) ① 基本的な経営姿勢 ② 資本充実の原則の遵守等 ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 ④ 商品性の適切な説明等 ⑤ 適正なディスクロージャーの確保 ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(中略)</p>
<p>III 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>III-4-6 自己資本比率の計算</p> <p>自己資本比率の計算の正確性等については、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(注 1) 以下の留意点は、国内基準行について記載している。<u>国際基準行</u>については、主要行等向けの総合的な監督指針（III-2-1-1-2-2</p>	<p>III 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>III-4-6 自己資本比率の計算</p> <p>自己資本比率の計算の正確性等については、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(注 1) 以下の留意点は、国内基準行について記載している。<u>国際統一基準行</u>については、主要行等向けの総合的な監督指針（III-2-1-1-2-2</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) を除く。) を参照すること。</p> <p>(注2) 海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照すること。</p> <p>III-4-6-1 届出書の記載内容のチェック</p> <p>施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</p> <p>なお、事前承認に当たっては、告示及びIII-4-6-5に留意するものとする。</p> <p>III-4-6-2 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第31条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上</p>	<p>-2 (3) を除く。) を参照すること。</p> <p>(注2) 海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照すること。</p> <p>III-4-6-1 届出書の記載内容のチェック</p> <p>施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意<u>（バーゼルⅢを除く。）</u>を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</p> <p>なお、事前承認に当たっては、告示及びIII-4-6-5に留意するものとする。</p> <p>III-4-6-2 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意<u>（バーゼルⅢを除く。）</u>における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第31条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>	<p>機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>
<p>III－4－6－3 資本の安定性・適格性等のチェック (略)</p>	<p>III－4－6－3 資本の安定性・適格性等のチェック (略)</p>
<p>III－4－6－4 自己資本比率算定に際してのチェック (略)</p>	<p>III－4－6－4 自己資本比率算定に際してのチェック (略)</p>
<p>III－4－6－5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック (1) 施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第35条第1項第24号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 (2) (略)</p>	<p>III－4－6－5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック (1) 施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第35条第1項第24号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意（バーゼルⅢを除く。）及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 (2) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
III-4-6-6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック (略)	III-4-6-6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック (略)
III-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	III-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性
III-4-9-4 開示に当たっての留意事項	III-4-9-4 開示に当たっての留意事項
III-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係） (1) (略) (2) 定性的な開示事項 ① 「自己資本調達手段の概要」には、告示 <u>第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項及び第40条第2項並びに「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準」</u> （以下「連結自己資本比率告示」という。）第5条第2項及び第17条第2項に規定されたステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等に係る発行条件を記載しているか。 ②～⑨ (略)	III-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係） (1) (略) (2) 定性的な開示事項 ① 「自己資本調達手段の概要」には、告示第28条第2項及び第40条第2項に規定されたステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等に係る発行条件を記載しているか。 ②～⑨ (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
(以下略)	(以下略)